

## 「岩倉市教育振興基本計画」の基本事項（案） 抜粋

### 1 策定の趣旨

「岩倉市教育振興基本計画」は、岩倉市における教育・生涯学習等に関する取組みを総合的・計画的に推進するために策定します。また、策定にあたっては、国、愛知県の動向や、これまでの岩倉市の教育、生涯学習、文化・芸術、スポーツ活動に関する施策の実施状況等を踏まえるとともに、変化する社会経済情勢等に対応したものとします。

#### ■踏まえるべき関係計画

	計画名
国	「第2期教育振興基本計画」（対象期間：平成25年度～平成29年度）
愛知県	「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」 (対象期間：平成23年度～平成27年度)
岩倉市	「第4次岩倉市総合計画」（対象期間：平成23年度～平成32年度） ・基本目標3 豊かな心を育み人が輝くまち（生涯学習・教育） 「第4次岩倉市教育プラン」（対象期間：平成25年度～平成27年度） 「岩倉市生涯学習基本構想・基本計画」（平成15年3月策定） 「岩倉市音楽文化振興基本計画」（平成10年3月策定） 「岩倉市子ども読書活動推進計画」（対象期間：平成23年度～平成27年度） 「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」（対象期間：平成27年度～平成31年度） 「岩倉市子ども行動計画」（対象期間：平成25年度～平成29年度） 「岩倉市障害者計画」（対象期間：平成25年度～平成29年度） 「第6期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」 (対象期間：平成27年度～平成29年度)

### 2 計画の期間

「岩倉市教育振興基本計画」は、平成27年度から28年度の2か年にわたって策定し、計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。なお、必要に応じて、中間年度を目途に、本計画の見直しを行います。

#### ■計画期間

平成(年度)	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
岩倉市教育振興基本計画	策定	◎										
						中間見直し					改訂	

### 3 計画の位置づけ

「岩倉市教育振興基本計画」は、「教育基本法」第17条第2項に基づいて策定する、本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけます。

また、本計画には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地方公共団体に義務づけられている「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を盛り込むものとします。

#### ■大綱と教育振興基本計画

	大綱	教育振興基本計画
根拠法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）	教育基本法（平成18年法律第120号）
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

#### ■教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

- 第17条** 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

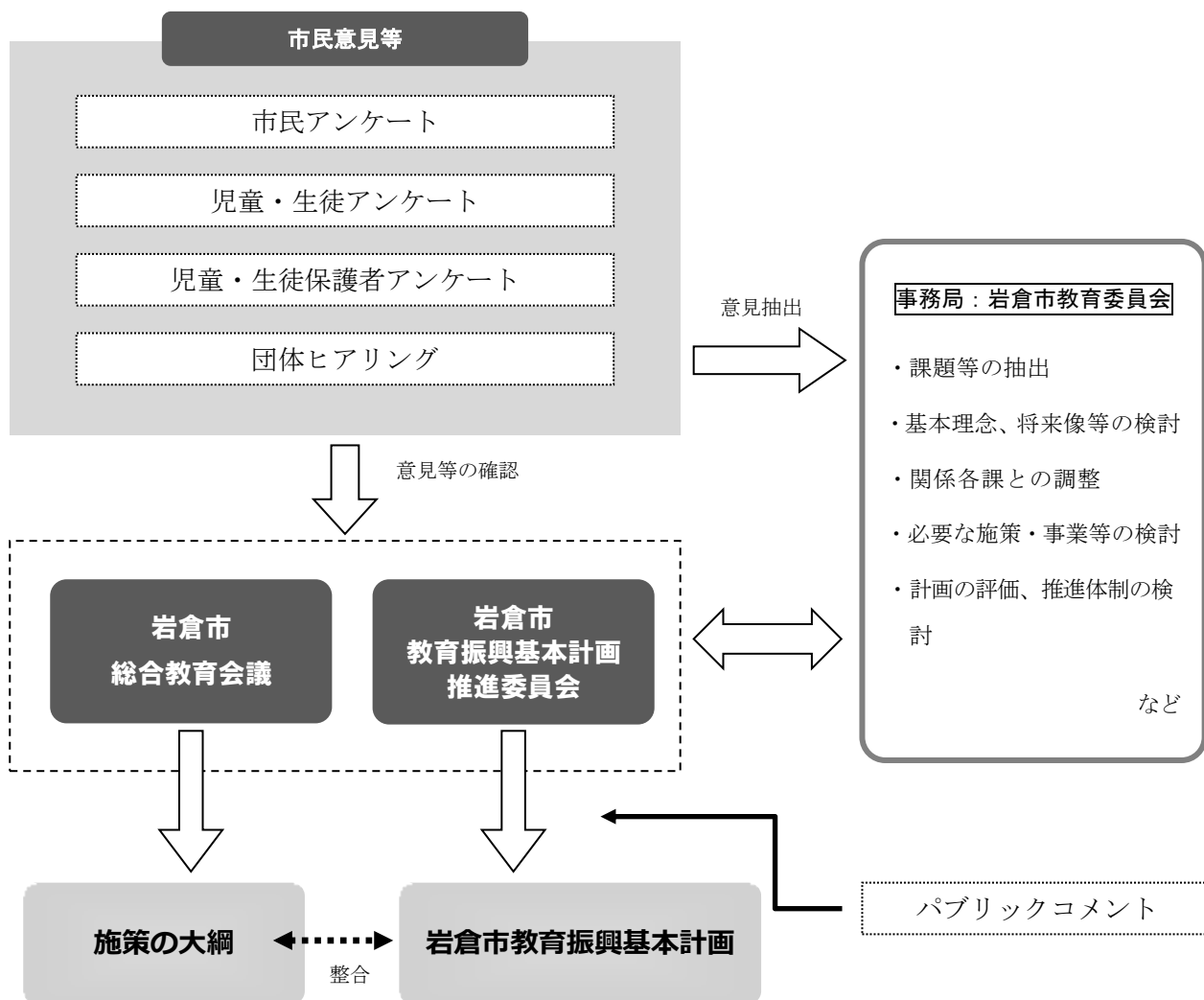
#### ■地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

- 第1条の3** 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

## 4 策定の体制

「岩倉市教育振興基本計画」は、次のような体制により策定します。



※「岩倉市教育振興基本計画推進委員会」では、平成 28 年度に 2 部会に分かれて教育振興基本計画の具体的な施策等について検討を行います。

## 5 「岩倉市教育振興基本計画」の策定方針（案）

「岩倉市教育振興基本計画」は、次のような方針に基づき策定します。

### （１）岩倉市の教育・生涯学習等のマスタープランとして策定する

本計画では、幼児・児童・生徒への教育、市民全体の生涯学習、文化・芸術活動やスポーツ活動等の振興についての将来像やあり方（理念や目標）と、施策の方向性を示します。

国や愛知県の方角性、市の状況等を踏まえたうえで、岩倉市の教育振興に関する他の計画（岩倉市音楽文化振興基本計画、岩倉市生涯学習基本構想・基本計画、岩倉市子ども・子育て支援事業計画等）と整合性を持った、教育・生涯学習等マスタープランとして位置づけます。

### （２）評価・管理がしやすい計画とする

各施策・事業の成果が評価しやすくなるよう、できる限り数値目標の設定を行います。（ただし、数値目標の設定が不可能なもの、数値化がふさわしくないものについては、その限りではありません。）

数値目標は、「第4次岩倉市総合計画」をはじめとする市の関連計画とも整合を図りつつ設定します。

### （３）児童・生徒や市民の声を反映した計画とする

市民、児童・生徒の保護者、小学校5年生と中学校2年生の児童・生徒を対象にアンケートを実施し、市民の意識や実態を踏まえた施策の検討を行います。また、よりきめ細かに市民の意見を聴く機会として、団体や保護者を対象としたヒアリングを実施します。

＜団体ヒアリング対象案＞

- ・生涯学習、文化・芸術活動、スポーツ活動を行う団体
  - ・児童・生徒の保護者（各学校PTAなど）
  - ・外国籍市民（児童・生徒の保護者）など
- ※現時点の予定であり、変更になる場合があります。

### （４）市民にとってわかりやすい計画とする

教育・生涯学習等に関するめざす姿や方向性を市民と共有できるよう、見やすい・親しみやすい計画書・概要版を作成します。